

## 第135回 教育研究評議会要録

日時 平成28年1月20日（水）午後1時00分～午後2時10分  
場所 第一会議室  
出席者 今岡学長，井上理事，小路田理事，角田理事，笠井理事，  
柳澤文学部長，林井理学部長，三木生活環境学部長，中島人間文化研究科長，  
内田，野村，小林，春本，黒子，三成，出田，上江洲各評議員  
列席者 藤原学長補佐，横山学長補佐，小川学長補佐，久保学長補佐，酒居監事，福田監事，  
岩阪総務・企画課長，山下情報管理活用監，小田原国際課長，乾研究協力課長，  
齊藤施設企画課長，藤熊学務課長，木下学生生活課長，名賀入試課長，  
秋庭学術情報課長

議事に先立ち，前回の記録確認。

### I 審議事項

#### 1. 学内諸規程等の改正等について

(1) 奈良女子大学アドミッションセンター設置に伴う諸規程の制定及び一部改正（案）について

小路田理事から，資料1-1から1-6により平成28年度からのアドミッションセンター設置に伴う諸規程の制定及び一部改正の趣旨について説明があり，協議の結果，原案のとおり承認した。なお，アドミッションセンター規程，アドミッションセンター運営委員会規則及び学則の一部改正については経営協議会へ提案することとした。

(2) 国立大学法人奈良女子大学副学長の任命及び任期に関する規程等の制定及び一部改正（案）について

笠井理事から，資料1-7及び1-8により説明があり，協議の結果，原案のとおり承認した。なお，副学長の任命及び任期に関する規程については経営協議会へ提案することとした。

(3) 国立大学法人奈良女子大学役員給与規程等の一部改正（案）について

笠井理事から，資料1-9及び1-10により説明があり，協議の結果，原案のとおり承認し，経営協議会へ提案することとした。なお，資料1-9の●は改正給与法による人事院規則改正後に確定するとの補足説明があった。

(4) 国立大学法人奈良女子大学職員給与規程等の一部改正（案）について

笠井理事から，資料1-11及び1-12により提案があり，過半数代表への意見照会も行った内容であるとの説明があった。協議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ提案すること

とした。なお、資料1-12の●は改正給与法による人事院規則改正後に確定するとの補足説明があった。

(5)「調達に関する奈良女子大学の基本方針」に基づく教職員の遵守事項の一部改正(案)について

笠井理事から、資料1-13により説明があり、協議の結果、原案のとおり承認し、本日付で改正することとした。

(6)奈良女子大学日本学生支援機構大学院第一種奨学生推薦候補者選考基準の一部改正(案)について

角田理事から、資料1-14により説明があり、協議の結果、原案のとおり承認し、平成28年4月1日付で施行することとした。

## 2. その他

特になし。

## II 報告事項

### 1. 第171回役員会について

学長から、12月25日に開催された第171回役員会の審議概要について報告があった。

### 2. 平成28年度学内予算編成方針について

学長から、12月の役員会で承認された編成方針について、資料2により内容等の説明があった。また、本学への文部科学省からの配分予算は引き続き厳しい見通しであるとの説明があった。

### 3. 第3期中期目標・中期計画について

小路田理事から、資料3により、1月15日に文部科学省に提出した内容について、文言修正等を行った箇所の説明があった。なお、学長からこの目標及び計画を必ず達成及び遂行するよう指示があった。

### 4. 学長選考会議について

角田理事から、資料4により選考方法等の改正内容について説明があり、各部局に周知願いたいと依頼があった。なお、改正の趣旨について質問があり、国立大学法人法等の改正と前回の実施方法の課題の改善に伴う選考方法の変更であるとの説明があった。

### 5. 各室からの報告について

倫理・人権委員会：

平成27年度の人権問題研究集会（後期）について、1月27日（水）10時40分から12時10分までG101教室で実施予定との案内があった。

入試委員会：

角田理事から、先週末に実施された大学入試センター試験の実施について、特に大きなトラブルはなかったとの報告があった上、協力への謝辞があった。

## 6. その他

### (1) 大立山まつりへの参加について

笠井理事から、奈良県から本イベントへの学生及び教職員の参加依頼があったため、COC+事業等の関係で地域との連携を密にする観点からも、趣旨に賛同いただける方にボランティアで参加願いたいとの説明があった。1月31日（日）午後から夜にかけてのイベントに、本学教職員及び学生で計40名程度の参加を目標に参加できるよう、各部局及び事務局での参加呼びかけの依頼があった。

(2) 平成28年4月からの副学長の任命に関して、同人の学部内での評議員等の選考にあたっての取扱いについて質問があった。学長から、改めて取り扱いを周知するとの説明があった。

以上